

障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について

1 合同開催の理由

障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体のものとして策定する必要があることから、2つの専門分科会が合同で計画の内容について審議するため。

2 開催回数

令和8年度中に3回の合同開催を想定する。

3 参加委員

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員全員が参加する。

4 議長及び副議長

障害者福祉専門分科会長を議長に、児童福祉専門分科会長を副議長に充てる。

5 会議の定足数

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会それぞれの過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。